

2019年2月10日

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

第3回審査会委員発言への請求者意見

請求代表者「嬉野をよくする市民の会」代表
宮崎誠一

第3回審査会における委員の発言について、請求者の立場から意見を述べます。

山下副会長 茶師プロジェクト、どこまで具体的にっていたか、重要な点。利害関係者、
**供給接待に当たるかどうか。これを見る限りは具体的に嬉野市に提案できるほどの内容に
なっているか判断できない。もうちょっと知りたい。**

山下副会長 条例違反というのは、**首長、議員としてふさわしくないという判断。その意
味でも重い判断で、地位名誉に関わる話なので、曖昧なものでは困る。そういう意味で、
公務員倫理規程をあげ、これに反する場合は、政治倫理にも反する。できるだけ倫理規程
に従った判断が、客観的な判断になるゆえん。利害関係者につきましても、契約との関係。
これから契約の申し込みをしようとしていることが明らかである業者等。これが当たる。**

【請求者意見】 国家公務員倫理規程によれば「契約の申し込みをしようとしている者」の
ほか、「所管する業界において事業を営む企業」も利害関係者とされている。建設・新幹
線課まちづくり推進室では国内外でのプロモーション、嬉野市PRのためのウェブや動画
作成の実績もあり、平成30年6月補正予算においてはテレビ番組制作の業務委託も盛り
込まれていた。さらに公務出張においても同行しており、相手方が業務と無関係と主張す
るには無理がある。これらの経緯を踏まえれば、「茶師プロジェクト」のアニメ企画関係
者についても、まちづくり推進室が所管する業界において事業を営む企業と十分認められ
る。今回の会食の相手方はまさしく所管する業界の事業者であり、契約を申し込もうとし
ているかどうかは関係ない。「契約を申し込もうしようとしていることが明らか」であ
ることのみ利害関係者の要件としている指摘は誤りである。そもそも市長においては市政
運営の全権を掌握しており、所管する業界は幅広く捉えられる。この点において、会食の
相手方が所管する業界の関係者であり、すなわち利害関係者であったことに疑問の余地は
ない。

山下副会長 資料3（村上市長らの陳述書）の提出物によりまして、具体的な状況がよく分かった。事務局を含め実質議論をする上で、重要な資料がほぼ出揃ったかなという感じはする。

【請求者意見】陳述を鵜呑みにするということであれば疑問がある。村上市長側は裏付けとなる物的証拠をほとんど示していない。この段階で提出された陳述に信憑性があるのかを考えていただきたい。10月1日に市民が会食写真をフェイスブックに転載した後、10月4日に村上市長は「数日前より、SNS上で市や市職員、および私を根拠もなく中傷する内容の投稿を拡散する動きが見られます。（中略）私個人に対する明らかな名誉棄損行為であり、投稿者や拡散に関わる人物に対しては、代理人と相談の上、法的措置をとることも検討したいと思います。『証拠』と断じる画像については、市出身の方の紹介でアニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をしたものですが、市発注業務と過去も今後も一切関係なく、当方としても応分の負担をしています」と反論。会食相手方（ホテル所有者、会食費用負担者）氏ら関係者の陳述は、この主張に沿うように構築されている。市民の投稿がなされた直後、会食相手方（ホテル所有者、会食費用負担者）氏は法的措置をちらつかせ、拡散を防ごうとしている。会食相手方（ホテル所有者、会食費用負担者）氏の主張は鬼橋正敏弁護士の筋書きと見事に符合しており、当初の段階から口裏合わせが行われていたことを物語っている【調査請求書・別添資料3の3】。客観的な証拠を示さない証言に惑わされるべきではない。

山下副会長 条例自体では禁止行為の範囲が抽象的すぎて恣意的になってしまう。

【請求者意見】抽象的な規定＝恣意的判断というのは短絡的であるし、委員として無責任。抽象的な規定を具体的な行為に当てはめて、政治倫理条例に抵触しているか否かを判断するのが政倫審委員の役割だ。山下副会長の理屈で言えば、憲法解釈などはすべて恣意的な判断になってしまう。何のために5人いるのか。何のために客観的な証拠を吟味しているのか。このような考え方は認められない。

山下副会長 判断の枠組みそのものは、斎藤先生のご意見はありますが、基本的に同じようなことをおっしゃっておりますので、結局、供応接待が問題なわけですので、その判断については、国家公務員倫理法・倫理規程に基づくのが一番客観的かと思います。

【請求者意見】斎藤先生ははっきり違うとおっしゃっている。請求者は当初、法的知識がなかったことや、市職員Aらの公務員倫理規程違反を黙認し、一緒に会食した責任を問うため「利害関係者の供応接待」という論点で村上市長の政治倫理条例違反を指摘した。ただし、第3回までこの枠組みで検討してきた以上、ご破算にする議論は時間的にも不可能

であろう。とは言え、嬉野市の全権を掌握している市長にとっての利害関係者及び供応接待の認定が、国家公務員倫理規程の枠内にとどまるはずもない。単純な当てはめでは政治倫理上の問題を取りこぼす。

山下副会長 市職員の関わりは影響しないことはない。市長への供応接待があったかどうか論点。その場合に、最初から市長を参加させるつもりだったか。たまたま、流れで会合に出席することになったか。意味を持つ事実。そういう意味での職員の関わりは確認する必要はある。セグウェイの仲介自体を会食相手方（ホテル所有者、会食費用負担者）さんがしているので、関わっているのは明らか。仮に同席したということであれば、それはそうでしょう。それが適切かどうかという問題はありますけど、直接今回の政治倫理条例違反とは関係ない。

【請求者意見】 会食に計画性があったか否かは重要ではない。また、調査の過程において不正行為疑惑の範囲が広がれば、判断材料にすることは当然だ。訴訟ではないのだから、総合的に事実行為を認定すべきである。

山下副会長 一面では供応接待とか利害関係者との不適切な関係は問題。他面で嬉野市をいかに発展させていくかという市長の役割は確かにある。いろいろな人と話をして聞くというのは必要なことだと思うし、郡部の自治体では存続が問われているところもある。嬉野市も大いに発展していかなければいけない。そういう方向から市長が活動されている。この点と不適切な関わりと両面踏まえて、今回政倫条例違反と言えるのか言えないのか。正当な業務という側面も踏まえた上で判断する必要がある。

【請求者意見】 このような発言が政倫審委員からなされるとは信じがたい。嬉野市の発展のためであれば、何をやっても許されるという論法に通じるもので、政治倫理など全く問えなくなる。断じて容認できない考え方だ。

山下副会長 利害関係者で仮にない場合、倫理規程解説17ページ第5条1項繰り返し受ける等、社会通念上相当でない供応接待。これに沿った判断。利害関係者ではなくても。会食が1回限りたまたまなものが、金額が社会通念を超えるか。会食が、社会通念から見て、倫理違反と言える評価ができるものなのか。事実関係を明らかにする必要がある。必ずしも明確になっていないので。

【請求者意見】 1回きりだとしても社会通念を逸脱した会食だったかを判断することはできる。一市民として写真を見たときの印象を語ればよい。繰り返しは必須要件ではない。繰り返さなければ社会通念上相当に収まるという解釈をしようというのであれば、誤って

いる。

光武委員 茶師プロジェクトの実現性が請求者側の言い分と違う。具体的にあるのか、ないのか。請求者側の文書があればいいと思う。

光武委員 嬉野創生機構、会食には代表者も参加している。その方を利害関係者にするのはあれだが、嬉野創生機構と会食相手方（ホテル所有者、会食費用負担者）さん、会食参加者（アニメ企画発案者）さんは友人関係だけであって、仕事上の関係がないのか。たぶん、請求者側の資料になると思いますけど。市長の方が出さないといいと思いますけど。

【請求者意見】 政治倫理審査会は民事訴訟とは違う。村上市長及び鬼橋弁護士との作戦なのかもしれないが、訴訟のようなやり取りになっているのは齋藤文男先生ご指摘のように異常事態である。請求者は不正行為疑惑の「疎明」を行えばよい。違反を立証する必要はないし、その場に居合わせていないのだから、そんなことができるはずもない【第4回審査会資料5「齋藤文男著『政治倫理条例のすべて』66、67ページ】。①嬉野市長という肩書なしに会食に招待された②相手は市の業務と将来にわたり全く利害を有さない③割り勘とみなせる負担をした④社会通念上相当の範囲内の会食だった⑤会食した2職員は公務員倫理規程に反していない—これらを立証するのは村上大祐市長側であり、調査し判断するのは審査会および委員の役割である。

吉田会長 今出されている資料である程度客観的に分かるというところからみていくと、最初に請求者側から出してもらっているLINEのやり取り、問題視される前のやり取りなので信用性が高い。

吉田会長 茶師プロジェクトは事業者の集まりの事業体なのかな。どこに調査をすれば、具体的な中身が分かるか。どうしてもそれが茶師プロジェクトに関わっている人の陳述書になってしまうと、どこまで実効性がある調査になるのか。現在ある客観的な資料としてはLINEのやり取りで判断し、市に具体的な提案はないというのが前提。

【請求者意見】 まさしくご指摘の通りで、客観的な証拠に基づいて事実を推定するしかないはず。アニメ企画者側がどこまで具体的な提案をしたのか、請求者側はLINEのやり取りや資料などから指摘をするしかない。確かに契約の申し出には至っていないが、市職員Aにとっては十分具体的な提案だったのではないかと。

淵野委員 参加を呼び掛けているのが誰か。セグウェイの帰りに参加を決めたというが、会食相手方（ホテル所有者、会食費用負担者）さん、会食参加者（アニメ企画発案者）さん

んの誘いはなかったのか。利害関係人に関係してくるのかなと 思う。斎藤先生の地位利用ということで、職員の呼びかけで出席した場合と、業者の 呼び掛けで出た場合では。

【請求者意見】市職員 A の呼びかけであったとしても、嬉野市長という地位を 抜きに招待されたとは考えられず、地位利用による利得に該当する。費用負担を事業 者側が行い、結果として会食を行っているのだから、呼び掛けが誰からなされたかは 本質的な問題ではない。

江口委員 プレゼン資料を作成し、中心的に動いている女性（企画書作成者氏）。少なくともこの人の陳述書が必要。会食相手方（ホテル所有者、会食費用負担者）さんからは否定されている。全部が全部を押さえる必要はない。

【請求者意見】元警察官のご発言とは思えない。会食参加者（アニメ企画発案者）氏にしても 10月4日の 村上市長の反論投稿に「いいね！」をしており、市長に不利になるような証言をする かは火を見るより明らかである。供述の信用性について何も考えていないの だろうか。企画書作成者氏、会食参加者（アニメ企画発案者）氏は発案者であっても、実行者たり得ない。どうしても陳述を求めると いうのであれば、アニメ制作会社「会社名」の会食参加者社長を対象とすべきだった。

江口 請求はそれで出されている。どんどん広げていったらきりが無い。山下委員の 言う通り4条1項だと、どこが基準になるか分からない。（2項を検討するのが）妥 当なやり方ではないかなと。

【請求者意見】4条1項を判断するのが、まさに政治倫理審査会委員の真の役割だ。ある意味で憲法解釈のように難しい判断を迫られる。繰り返すが政倫審は民事訴訟で はない。また、1項は訓示規定でもない。1項の判断を放棄することは、委員として の役割を捨て去ることと同義である。鬼橋弁護士の曲解を踏襲してどうするのか。

江口 実際に計画書を作ったのは会食参加者（アニメ企画発案者）さんじゃなかった。どの人だったかな。

【請求者意見】基本中の基本であるLINEのやり取りを読み込んでいない。残念で ある。政治倫理に学識を有するものとして出席されているのであれば、もっと真摯に 取り組んでいただきたい。